

平成 19 年度
決算に基づく
財政健全化判断比率等の公表

平成 20 年 4 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は平成 19 年度決算から毎年度、財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業資金不足比率を公表することになりました。

市の平成 19 年度の財政健全化判断比率と公営企業資金不足比率は次のとおりです。

●財政健全化判断比率（単位：％）

項目	市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	11.62	20.00
連結実質赤字比率	－	16.62	40.00
実質公債費比率	17.10	25.00	35.00
将来負担比率	155.70	350.00	基準なし

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため、「－」で表示しています。

●公営企業資金不足比率（単位：％）

会計の名称	市の数値	経営健全化基準
病院事業	－	20.00
水道事業	－	20.00
下水道事業	－	20.00
農業集落排水事業	－	20.00
浄化槽事業	－	20.00
宅地造成事業	－	20.00
岩出山簡易水道事業	－	20.00
鳴子上原簡易水道事業	－	20.00
鳴子向山簡易水道事業	－	20.00

※資金不足比率は黒字のため、「－」で表示しています。

◆**実質公債費比率**
借金返済額およびこれに
◆**連結実質赤字比率**
地方公共団体のすべての会
計の赤字や黒字を合算して赤
字の程度を指標化し、地方公
共団体全体としての財政の深
刻度を示すものです。
◆**実質赤字比率**
地方公共団体の一般会計の
赤字の程度を指標化し、財政
の深刻度を示すものです。
◆**判断する指標の概要**
財政の健全度を
判断する指標の概要

市では、健全化判断比率（実
質赤字比率、連結実質赤字比
率、実質公債費比率、将来負
担比率）のすべてにおいて基
準内であり、平成十九年度の
財政状況は健全であると判断
されました。
また、公営企業資金不足比
率についても、すべての会計
において基準内であり、健全
な経営状態であると判断され
ました。
なお、健全化判断比率や資
金不足比率が基準値を超えた
場合、計画的に財政の健全化
を図らなければなりません。

◆**早期健全化基準**
地方公共団体が、財政収支
が不均衡な状況やその他の財
政状況が悪化した状況におい
て、自主的かつ計画的に財政
の健全化を図る基準として、
実質赤字比率、連結実質赤字
比率、実質公債費比率、将来
負担比率のそれぞれについて
定められた数値が早期健全化
基準です。
各比率のうち一つでも早期
健全化基準以上になった地方
公共団体は、「財政健全化計画」
を策定しなければなりません。

◆**将来負担比率**
地方公共団体の一般会計の
借入金（地方債）や、将来支
払っていく可能性のある負担
等の現時点での残高の程度を
指標化し、将来財政を圧迫す
る可能性が高いかどうかを示
すものです。
◆**資金不足比率**
公営企業の資金不足額を、
公営企業の事業規模である料
金収入などの規模と比較して
指標化し、経営状況の深刻度
を示すものです。

◆**経営健全化基準**
地方公共団体が、自主的かつ
計画的に公営企業の経営の
健全化を図る基準として、資
金不足比率に対して定められ
た数値です。
公営企業において経営健全
化基準以上になった場合には、
各公営企業会計ごとに「経営
健全化計画」を策定しなけ
ればなりません。

◆**財政再生基準**
地方公共団体が、財政収支
の著しい不均衡やその他の財
政状況の著しい悪化により、
自主的な財政の健全化を図る
ことが困難な状況において、
計画的に財政の健全化を図る
基準として、一般会計では実
質赤字比率、連結実質赤字比
率、実質公債費比率のそれぞ
れについて、早期健全化基準
を超えるものとして定められ
た数値です。
各比率のうち、一つでも財
政再生基準以上になった地方
公共団体は、「財政再生計画」
と判定され、「財政再生計画」
を策定しなければなりません。
また、財政再生団体となつ
た場合は、総務大臣の同意を
得ない限り、ほとんどの地方
債の発行が制限されます。

表③ 市税の内訳

市民一人あたりが納めたお金 112,525円

※平成20年4月1日現在の人口137,892人で算出

市税総額 155億 1637万円

固定資産税 46.7％ 72億4623万円	市民税 40.0％ 62億1262万円	市たばこ税 6.2％ 9億5809万円
都市計画税 4.6％ 7億 628万円	軽自動車税 1.7％ 2億6776万円	入湯税 0.8％ 1億2539万円

都市計画税の使い道

都市計画事業を行う経費の
一部に使われています。
平成19年度の事業費は、次
のとおりです。

都市計画事業	
下水道	19億1108万円
街路	4億3926万円
公園	3億1772万円
区画整理	1億 369万円
合計	27億7175万円

表④ 財政状況

市債現在高（市民一人あたり 911,834 円） 財政指数（普通会計）

一般会計	650億3646万円
下水道事業特別会計	322億9312万円
水道事業会計	95億5719万円
病院事業会計	85億2333万円
農業集落排水事業特別会計	80億7284万円
岩出山簡易水道事業特別会計	18億9027万円
宅地造成事業特別会計	1億2525万円
浄化槽事業特別会計	1億2480万円
市有林事業特別会計	1億1141万円

経常収支比率	94.7％
起債制限比率	10.6％
地方債現在高比率	187.2％
積立金現在高比率	19.9％
将来にわたる財政負担比率	216.5％

財政指数の記号の意味

健全エリア 準警戒エリア
警戒エリア 危険エリア

合計 1257億3467万円

公有財産（普通会計）

土地	39,628,971.62 m ²
建物	561,860.99 m ²
立木	523,583 m ³
有価証券	19億9770万円
出資による権利	18億2499万円
債権	13億8512万円
財政調整基金（現金）	13億3740万円

◆**公営企業会計**
市では、水道事業会計と病
院事業会計の二つの公営事業
会計を設置しています。
水道事業会計では、収益的
収支において、約一億六千万
円の赤字になったものの、資
本的収支では約一二億六千万
円の赤字となりました。
また、病院事業会計で
は、収益的収支において約
六億五千万円の赤字、資本的
収支においても約二億七千万
円の赤字となりました。
なお、両会計とも資本的収
支の不足は補てん財源が充て
られています。

表② 会計別決算の内訳

会計区分	歳入	歳出
一般会計	517億8774万円	512億2426万円
特別会計	421億 920万円	415億7942万円
国民健康保険	140億2789万円	138億5222万円
老人保健	120億4066万円	120億3837万円
介護保険	77億1163万円	75億7538万円
下水道事業	65億2054万円	63億8099万円
農業集落排水事業	10億4820万円	10億1070万円
岩出山簡易水道事業	4億 345万円	3億9484万円
浄化槽事業	1億7501万円	1億6569万円
奨学資金貸与事業	6788万円	6487万円
宅地造成事業	6074万円	5118万円
市有林事業	3995万円	3349万円
鳴子上原簡易水道事業	916万円	812万円
鳴子向山簡易水道事業	409万円	357万円

公営企業会計 198億 159万円 218億2014万円

水道事業 （収益的収支）	36億9339万円	35億2904万円
（資本的収支）	9億3225万円	21億9009万円
病院事業 （収益的収支）	144億3531万円	150億8887万円
（資本的収支）	7億4064万円	10億1214万円

合計 1136億9853万円 1146億2382万円

※水道事業・病院事業会計は税抜き数値で掲載

特別会計と公営企業会計

◆**特別会計**
市では、国民健康保険・老
人保健・介護保険・下水道事
業など十二の特別会計を設置
しています。総額（表②）は、
歳入で約四二億一千万円、
歳出では約四一億八千万円
で、形式収支は約五億三千万
円となりました。

用語解説

集中改革プラン

「集中改革プラン」は、行
政改革を特定期間に集中して
実施するために数値目標を掲
げて具体的な取り組みを行う
ものです。

収益的収支・資本的収支

収益的収支は、サービスを
提供した対価や経費にかかる
収支をまとめたものです。事
業に使う施設・設備などに係
る経費については、資本的収
支として分けています。

経常収支比率

市税、地方交付税などのよ
うに毎年経常的に見込まれ、
使途を特定されない収入が、
人件費や公債費などのような
簡単に縮減できない支出にど
の程度当てられているかを示
したものです。

財政調整基金

大幅な税収減や災害など
の予期できない事態に対
応するための市の貯金で
す。本市の財政規模では、
十七億円から三三億円程
度の積み立てが必要とさ
れています。

